

役員（理事・監事）の報酬等に関する規程

社会福祉法人 錦福社会

役員（理事・監事）の報酬等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人錦福社会（以下「当法人」という。）の定款第22条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

（役員）

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- （1）役員には、別表1の定めにより報酬を支給する。
- （2）当法人職員で役員を兼務している者は、職員給与を役員報酬として支給する。
職員給与と役員報酬の併給はしない。
- （3）非常勤役員（理事長を除く）については、退職手当は支給しない。

2 当法人職員で役員を兼務している者は、職員就業規則に準じて職員退職金を退時に支給する。また、理事長の退職金については、別に定める理事長退職慰労金規程により支給する。

（報酬等の算定方法）

第4条 役員に対する報酬等の額は、次の各号により定めるものとする。

- （1）役員が受ける報酬額は、別表2の定めによるものとする。
- （2）通勤手当は、勤務形態に応じ通勤交通費補助規程に準ずる額を支給する。
- （3）役員が職務のため出張した時は、旅費規程に基づき旅費を支給する。
- （4）役員が理事会等の会議に出席した時（監事の監査も含む）の交通費は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 第3条1項(1)の報酬は、当該会議等に出席した都度支給する。

2 第3条1項(2)の支給時期は、職員給与規程第3条に準じた日とする。

3 報酬等は、日本国通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は令和7年6月25日に改正し、令和7年7月1日から施行する。

別表 1

◎ 役員が理事会等会議に出席したとき（監事においては監査も含む）

日額 5, 0 0 0 円

（ただし、役員が職員である場合には支給しない）

別表 2

◎ 役員の報酬基準

■ 役員の報酬総額は、年間 4, 1 0 0 万円の範囲内とする。

※但し、退職金を支給する場合はその限りではない

■ 役員（一人当たり）が受ける年間報酬額は 1, 0 0 0 万円を上限とする。

※但し、退職金を支給する場合はその限りではない

■ 当法人職員として採用を受け、永年の勤務精励により施設長として理事を兼務する職員については、「理事を兼務する施設長の俸給表」を基準に報酬額を算定する。

■ 当法人以外の企業や医療施設などの専門分野において永年勤務し、卓越した知識や経験豊富な者が当法人からの招聘に応じ、経営管理者として理事を兼務する職員については、当該者の転籍前の給与支給額を参考とし、上記報酬上限の範囲内において報酬額を算定する。